

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年5月13日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）川崎八丁駅駅前団地計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

東京都中央区八重洲二丁目3番13号
藤和不動産株式会社
取締役社長 杉浦 重厚

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）川崎八丁駅駅前団地計画

（2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区下並木118-1 他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の新設

（2）内容

ア 区域面積 21,059㎡

イ 計画人口（計画戸数） 1,499人（497戸）

ウ 土地利用計画

（ア） 計画建物 4,610㎡

（イ） 駐車場 2,625㎡

（ウ） 車路 2,123㎡

（エ） 通路・広場 4,785㎡

（オ） 緑地 5,392㎡

（カ） その他 1,508㎡

（キ） 道路提供用地 16㎡

エ 建築計画

（ア） 主要構造

住棟・共用棟：RC造

駐車場棟：鉄骨造

(イ)	建物高さ	地上15階	最高高さ44.5m
(ウ)	建築面積		6,440㎡
(エ)	延床面積		49,990㎡

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成17年8月

完了予定：平成19年2月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成17年5月13日(金)から平成17年6月13日(月)まで

(2) 場所

川崎市：川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。